

国土利用計画法の施行状況

令和 8 年 9 月

大分県土木建築部
都市・まちづくり推進課

は じ め に

豊かで多様な自然と優れた景観を有する県土は、現在はもとより将来にわたっての限られた資源であるとともに、県民の諸活動の共通の基盤であり、その利用は県民の社会活動をはじめ、それぞれの地域の発展に深い関わりを持っています。

したがって、私たち県民一人ひとりが真に豊かさを実感でき、また、地域の均衡ある発展や豊かで優れた自然との共生を図るためには、地域の自然的、社会的、経済的、文化的特性に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用を図ることが必要です。

このため、大分県としても国土利用計画法など諸法令の適切な運用により、適正な土地利用や地価の安定に努めているところです。

本冊子は、土地対策行政を円滑に推進するための基礎資料として取りまとめたものであり、行政関係者をはじめ土地利用に関わる方々の資料としてご活用いただければ幸に存じます。

令和8年9月

大分県土木建築部都市・まちづくり推進課長

岡本 克士

目 次

1	国土利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	土地利用基本計画・・・・・・・・・・・・	5
3	土地取引規制基礎調査・・・・・・・・・・	14
4	土地売買等の届出・・・・・・・・・・・・	18
5	大規模土地利用事前指導要綱・・・・・・・・	24
6	ゴルフ場の開発事業に関する事前指導・・・・・・・・	25
7	地価調査・・・・・・・・・・・・・・・・	26
8	租税特別措置法に基づく優遇措置制度・・・・・・・・	34
9	附属機関の運営状況・・・・・・・・・・・・	35

1 国土利用計画

(1) 国土利用計画の概要

限られた資源である国土が現在及び将来における国民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、適切な利用と管理を通じて国土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。また、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や、防災、減災対策の強化を図りながら、地域の特性に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と土地の均衡ある発展を図ることを基本理念としている。

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき策定されるもので、国土の配分とその利用の方向性を定め、土地利用という観点から作成された長期的な構想であり、国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となる。

そのため、直接に事業の実施を図るものではなく、また、直接に土地利用を規制する性格のものでもない。事業の実施や土地利用規制は、他の法令や計画によるものであり、それらの計画策定や利用規制は、国土利用計画の基本方向に沿って行われるべきものとされている。

国、都道府県及び市町村がそれぞれの区域において定める全国計画、都道府県計画及び市町村計画により構成され、これらの各段階においては、相互に十分調整がとられており、土地利用の基本方向について矛盾のない体系が確保されることとなっている。

計画内容は、①「国土の利用に関する基本構想」、②「国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、③「②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」からなっている。

(2) 全国計画

全国計画は、国土の利用に関する国の各種計画や都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるもので、昭和 51 年 5 月 18 日に第一次計画、昭和 60 年 12 月 17 日に第二次計画、平成 8 年 2 月 23 日に第三次計画、平成 20 年 7 月 4 日に第四次計画、平成 27 年 8 月 14 日に第五次計画が策定された。

その後、人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退等の課題に対応するため、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「国土利用・管理DX」等を基本方針とする第六次計画が令和 5 年 7 月 28 日に策定されたところである。

(3) 大分県計画

都道府県計画は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づいて策定する計画であり、土地利用基本計画及び市町村計画の基本となるもので、大分県計画は、第一次計画を昭和 53 年 3 月 31 日に、第二次計画を昭和 61 年 3 月 31 日に、第三次計画を平成 8 年 7 月 5 日に、第四次計画を平成 20 年 12 月 16 日に、第五次計画を平成 31 年 3 月 5 日に策定したところである。

(4) 市町村計画

市町村計画は、市町村の区域内における国土の利用の基本となるものであり、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、都道府県計画を基本とし、住民の意向を十分反映させて定めることとなっている。

図 1-1-1 国土利用計画と他の計画との関係

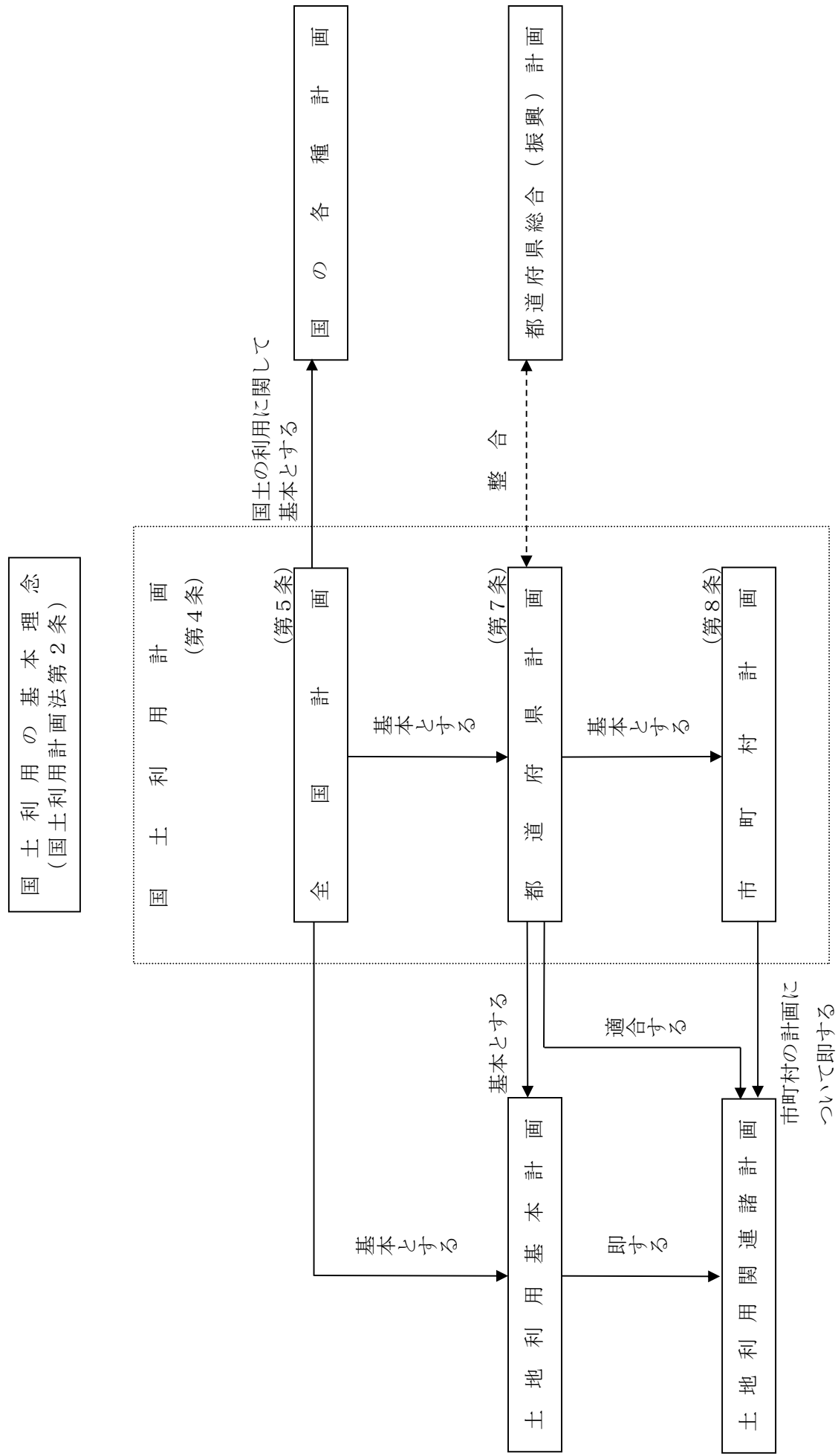


表 1－1 市町村計画策定状況

市町村名	合併前市町村	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
大分市 (編入合併)	野津原町	S59.3.28	H3.3.19	H22.6.21	R2.3.31
	佐賀関町	S59.3.7			
		S58.3.22			
別府市		S59.9.25	H16.9.15		
中津市 (編入合併)		S56.9.30	H4.9.28		
	三光村	S57.3.25			
	本耶馬溪町	S57.3.25			
	耶馬溪町	S56.3.20			
	山国町	S56.5.13			
日田市 (編入合併)		S56.3.23	H2.3.26	H12.6.23	H25.3.25
	前津江村	S57.1.27	H3.3.13		
	中津江村	S57.3.12			
	上津江村	S57.2.20			
	大山町	S57.3.17	H5.3.23		
佐伯市	天瀬町	S59.9.26	H11.3.18		
	佐伯市	S56.3.25	H7.3.24		
(新設合併)	上浦町	S57.12.14	H3.3.16		
	弥生町	S56.3.19	H5.9.24		
	本匠村	S58.12.23			
	宇目町	S56.3.19	H3.3.13	H9.3.18	
	直川村	S57.3.12			
	鶴見町	S58.3.17	H5.3.19		
臼杵市 (新設合併)	米水津村	S59.3.15			
	蒲江町	S57.3.15	H6.6.30		
津久見市	臼杵市	S57.3.19			
	野津町	S57.3.25			
		S57.9.24			
竹田市 (新設合併)		H22.6.25			
	竹田市	S58.3.16	H6.9.30	H15.3.20	
	荻町	S59.12.21			
	久住町	S57.3.20	H5.3.19		
	直入町	S57.3.18			

市町村名	合併前市町村	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
豊後高田市 (新設合併)	豊後高田市				
	真玉町	S58.9.28	H3.7.1	H13.3.23	
	香々地町	S57.3.13			
杵築市 (新設合併)		S57.3.16			
	杵築市	S57.3.19			
宇佐市 (新設合併)	山香町	S60.3.15			
	大田村	S57.3.17	H6.3.23		
		H22.3.18			
豊後大野市 (新設合併)	宇佐市	S59.2.22	H5.2.19	H12.3.15	
	院内町	S57.3.25	H5.3.18		
	安心院町	S58.3.24	H11.6.28		
(新設合併)		H25.3.18			
	三重町	S56.5.13			
	清川村	S58.7.14			
	緒方町	S57.3.23	H4.12.22		
	朝地町	S58.6.29	H5.12.22		
	大野町	S58.3.22	H6.3.22		
由布市 (新設合併)	千歳村	S59.3.17			
	犬飼町	S57.3.29			
国東市 (新設合併)	挾間町	S57.6.25	H12.3.23		
	庄内町	S57.3.21			
	湯布院町	S59.3.21			
姫島村 (新設合併)					
	国見町	S57.12.16	H5.2.26		
	国東町	S57.12.17			
	武蔵町	S58.7.13	H4.3.18		
	安岐町	S59.6.27			
日出町 九重町 玖珠町		S57.3.15			
		S57.3.10	S63.3.19	H9.3.21	H19.10.1
		S58.10.5	H5.3.25		
		S58.3.22	H7.3.24		

(令和8年3月31日現在)

表 1-2 利用区分別の推移

(単位：100ha)

区 分	年	S47	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R10 (目標値)
農 用 地		1,002	671	661	654	647	642	635	632	628	626	622	571	569	566	561	556	554	551	548	545	542	540	538	539
農 地		894	621	611	604	597	592	585	582	578	576	572	571	569	566	561	556	554	551	548	545	542	540	538	539
採草放牧地		108	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森 林		4,448	4,524	4,520	4,519	4,520	4,520	4,528	4,527	4,526	4,524	4,531	4,531	4,527	4,527	4,527	4,527	4,528	4,526	4,528	4,527	4,525	4,507	4,506	4,532
原 野		48	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	51	52.77	53	53	53	53	52	50	50	50	50	50	53
水面・河川・水路		162	163	160	160	160	162	162	161	163	163	165	165	165	165	165	165	165	166	166	166	167	166	166	164
道 路		116	216	218	219	221	223	225	220	221	223	223	224	226.49	228	229	230	231	231	231	232	232	233	233	240
宅 地		154	230	232	238	237	238	243	243	244	245	246	247	247.68	248	250	251	252	253	255	256	257	258	259	247
住 宅 地		103	146	147	148	149	150	152	152	153	153	154	155	155.75	156	157	158	159	160	160	161	161	162	162	155
工 業 用 地		19	28	28	28	28	29	30	30	30	30	30	29	29.27	29	31	31	31	30	31	31	31	31	31	31
その他の宅地		32	56	57	62	59	59	61	61	61	62	62	63	62.66	63	62	62	63	64	63	64	65	66	66	62
そ の 他		396	525	537	541	545	546	539	548	550	551	545	550	552.09	553	556	559	558	561	563	564	568	586	589	567
県 土 面 積		6,326	6,338	6,339	6,339	6,339	6,339	6,340	6,340	6,340	6,340	6,340	6,340	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341	6,341

* 各年 1 0 月 1 日現在

小数以下の四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

H 2 5 より採草放牧地は原野のうち数として計上している。

(大分県都市・まちづくり推進課調べ)

2 土地利用基本計画

(1) 土地利用基本計画の概要

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。

この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

基本計画は、五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域）の範囲を5万分の1の地形図上に記したもの（計画図）と、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの（計画書）とで構成されている。

(2) 土地利用基本計画策定の経緯

基本計画は、本来、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）の策定後、それを基本として策定されるべきものである。しかし、基本計画が土地取引規制の基準として国土利用計画法施行後直ちに活用される必要があったことから、本県における基本計画は、国土利用計画が策定されるまでの暫定的なものとして、既存の個別規制法による地域・区域に微調整を加えて昭和50年6月21日に策定された。

その後、国土利用計画全国計画が昭和51年5月に、大分県計画が昭和53年3月に策定されたことから、本来の意味における基本計画となるよう、昭和53年12月から見直し作業に着手し、昭和56年5月25日に改定を行った。

(3) 土地利用基本計画の変更

基本計画が土地利用に関わる諸計画の上位計画としての役割を果たすべきものとされていることから、個別規制法による地域・区域と、当該地域・区域に対応する基本計画の地域・区域とがかい離しないよう運用するため、個別規制法による地域・区域を変更（新規指定及び廃止を含む）しようとする場合は、原則としてあらかじめ計画図の変更を行わなければならない。

また、基本計画の基本となる国土利用計画（全国計画及び大分県計画）が変更された場合は、計画書の変更を行う必要があり、これまで、昭和62年3月31日、平成12年3月23日、平成22年3月16日及び令和2年3月18日に計画書の変更を行っている。

個別規制法による地域・区域の変更がある場合、土地利用調整方針を変更・追加する必要がある場合など、基本計画の変更を行う必要がある場合はその都度変更を行う。

なお、変更手続きは、図2-1のとおりである。

(4) 土地利用基本計画の管理

基本計画に則した適正かつ合理的な土地利用を図るためには、県土の土地利用の現況とその動向の総合的な調査及び検討を通じ、基本計画を適切に管理する必要がある。

このため、土地利用の現況を把握するために土地利用現況把握調査を実施している。

また、必要に応じて土地利用調整会議を開催し、土地利用に関する社会・経済事情の変動、その他情勢の推移とその見通し及び基本計画に基づく適切な土地利用のあり方とそのために必要な措置を検討することとしている。

図2-1 土地利用基本計画の変更手続き

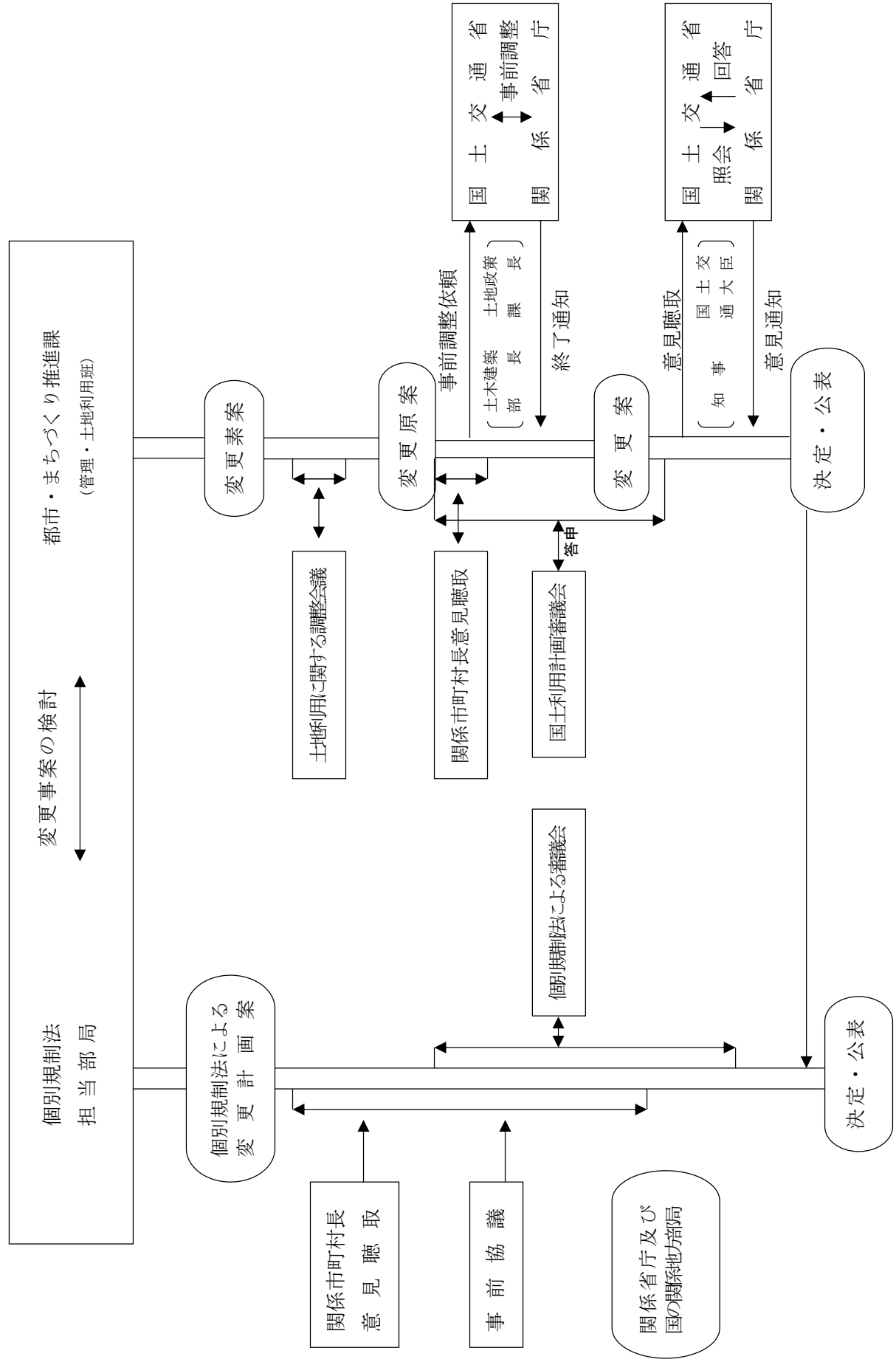


表2-1 土地利用基本計画変更地域区分別面積

区 分	当 初 (S50.6.21)	見 直 し (S56.5.15)	第39回変更 (H29.1.27)		第40回変更 (H30.1.24)		第41回変更 (H31.2.4)		第42回変更 (R2.3.18)		第43回変更 (R3.2.15)		第44回変更 (R4.3.9)		第45回変更 (R5.3.7)		第46回変更 (R6.2.9)		第47回変更 (R7.2.17)		第48回変更 (R8.3.24)	
			変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積	変更 面積	変更後 の面積
都 市 地 域	95,640	96,713	0	103,865	0	103,865	0	103,865	0	103,865	△ 1,134	102,731	0	102,731	0	102,731	0	102,731	6	102,737	0	102,737
農 業 地 域	403,013	410,559	0	412,316	17	412,333	△ 48	412,285	0	412,285	3	412,288	0	412,288	0	412,288	△ 27	412,261	0	412,261	0	412,261
森 林 地 域	449,912	478,449	△ 35	451,723	△ 55	451,668	△ 39	451,629	△ 64	451,565	△ 4	451,561	△ 122	451,439	△ 196	451,243	△ 143	451,100	△ 110	450,990	△ 46	450,944
自然公園地域	172,481	173,999	0	174,645	0	174,645	-	174,849	0	174,849	0	174,849	0	174,849	0	174,849	0	174,849	0	174,849	0	174,849
自然保全地域	0	12	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15
白 地 地 域	5,152	6,603	0	6,988	0	6,988	16	7,004	0	7,004	256	7,260	1	7,261	53	7,314	0	7,314	0	7,314	1	7,315
合 計	1,126,198	1,166,335	△ 35	1,149,552	△ 38	1,149,514	△ 71	1,149,647	△ 64	1,149,583	△ 879	1,148,704	△ 121	1,148,583	△ 143	1,148,440	△ 170	1,148,270	△ 104	1,148,166	△ 45	1,148,121
県土面積	632,462	633,171		634,074		634,074		634,073		634,073		634,076		634,070		634,070		634,070		634,070		634,062
県土面積比 (%)	178.1	184.2		181.3%		181.3%		181.3%		181.3%		181.2%		181.1%		181.1%		181.1%		181.1%		181.1%

※表中の年月日は、県決定した日を表す。
 ※県土面積は、前年度10月1日(例：R8.2変更分はR7.10時点)の面積である。
 ※自然公園地域は、第41回変更時に数値の見直しを行った。

表 2－2 土地利用基本計画変更状況

変更年月日	地域の指定変更	市町村別 変更面積 (ha)	変更内容
H8. 3. 29	都市地域の拡大	宇 佐 市 7	公有水面埋立に伴う拡大
	農業地域の拡大	臼 杵 市 22	農業基盤の整備を行い、 総合的な農業の振興を図るための拡大
	森林地域の縮小	豊 後 高 田 市 93	用途地域の見直しによる縮小
H8. 6. 7	農業地域の縮小	日 田 市 117	用途地域の見直しによる縮小
		佐 伯 市 53	
		臼 杵 市 96	
		杵 築 市 3	
		湯 布 院 町 12	
H8. 6. 14	農業地域の縮小	宇 佐 市 162	用途地域の見直しによる縮小
H9. 3. 31	森林地域の拡大	臼 杵 市 9	大分中部地域森林計画の樹立に伴う拡大
	森林地域の縮小	大 分 市 419	大分中部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		野 津 原 町 38	
		挾 間 町 11	
		臼 杵 市 44	
		三 重 町 19	
		清 川 村 1	
		緒 方 町 5	
		朝 地 町 2	
		直 入 町 36	
		久 住 町 12	
H10. 3. 20	森林地域の縮小	日 田 市 65	大分西部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		九 重 町 28	
H11. 3. 26	農業地域の縮小	中 津 市 134	用途地域の設定に伴う縮小
		杵 築 市 20	
	森林地域の縮小	豊 後 高 田 市 66	大分北部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		宇 佐 市 13	
H11. 3. 26	森林地域の縮小	武 蔵 町 8	大分北部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		安 岐 町 10	
H11. 12. 22	都市地域の拡大	安 心 院 町 5	大分都市計画市街化区域及び 市街化調整区域の変更に伴う拡大・縮小
	都市地域の縮小	大 分 市 14	
	農業地域の縮小	大 分 市 11	
		大 分 市 199	

変更年月日	地域の指定変更	市町村別 変更面積 (ha)	変更内容
H12. 3. 23	計画書の変更		国土利用計画（大分県計画）の改定に伴う変更
	森林地域の縮小	別 府 市 38	林地開発に伴う縮小
		杵 築 市 5	
		日 出 町 3	
		山 香 町 30	
		大 分 市 145	
		庄 内 町 2	
		本 匠 村 2	
		直 川 村 2	
		宇 目 町 3	
		野 津 町 1	
		清 川 村 3	
		竹 田 市 15	
		荻 町 2	
		久 住 町 22	
		玖 珠 町 1	
		三 光 村 8	
		院 内 町 3	
		安 心 院 町 6	
H13. 3. 28	都市地域の拡大	大 分 市 12	公有水面埋立による拡大
	農業地域の拡大	安 心 院 町 24	中山間地域総合整備事業の実施による拡大
	森林地域の縮小	佐 伯 市 1	林地開発に伴う縮小
		香 々 地 町 1	
		湯 布 院 町 2	
		宇 目 町 5	
		玖 珠 町 3	
		前 津 江 村 4	
H13. 6. 11	農業地域の縮小	大 分 市 155	市街化区域の拡大に伴う縮小

変更年月日	地域の指定変更	市町村別 変更面積(ha)	変更内容
H14. 3. 28	森林地域の縮小	大 分 市 53	大分中部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		臼 杵 市 2	
		野 津 原 町 1	
		挾 間 町 20	
		湯 布 院 町 98	
		野 津 町 3	
		清 川 村 3	
		犬 飼 町 18	
		久 住 町 1	
		院 内 町 1	林地開発に伴う縮小
H15. 3. 11	都市地域の拡大	大 分 市 7	公有水面埋立に伴う拡大
		中 津 市 20	
		津 久 見 市 7	
	農業地域の拡大	日 田 市 287	中山間地域等直接支払事業の実施に伴う拡大
		宇 目 町 39	中山間地域総合整備事業の実施に伴う拡大
	森林地域の縮小	日 田 市 23	大分西部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		玖 珠 町 7	
		上 津 江 村 2	
		大 山 町 9	
		野 津 原 町 122	林地開発に伴う縮小
		天 瀬 町 46	
H16. 3. 11	都市地域の拡大	日 出 町 5	公有水面埋立に伴う拡大
	農業地域の拡大	天 瀬 町 214	中山間地域等直接支払事業の実施による拡大
		直 川 村 2	
	農業地域の縮小	大 分 市 16	市街化区域の拡大に伴う縮小
	森林地域の縮小	豊 後 高 田 市 2	大分北部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		大 分 市 13	林地開発に伴う縮小
		佐 伯 市 1	
		犬 飼 町 4	
		山 国 町 3	
H17. 3. 15	都市地域の拡大	大 分 市 5	公有水面埋立に伴う拡大
		佐 伯 市 5	
	森林地域の拡大	佐 伯 市 7	大分南部地域森林計画の樹立に伴う拡大
	森林地域の縮小	佐 伯 市 3	大分南部地域森林計画の樹立に伴う縮小

変更年月日	地域の指定変更	市町村別 変更面積 (ha)	変更内容
H18. 3. 17	都市地域の拡大	佐 伯 市 2	公有水面埋立に伴う拡大
	森林地域の縮小	竹 田 市 2	大分中部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		豊 後 大 野 市 4	
H21. 3. 10	森林地域の縮小	杵 築 市 1	大分北部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		中 津 市 1	
H22. 3. 16	計画書の変更		国土利用計画（大分県計画）の改定に伴う変更
	農業地域の拡大	臼 杵 市 9	農村振興総合整備事業の実施に伴う拡大
H23. 3. 18	都市地域の拡大	別 府 市 5	公有水面埋立に伴う拡大
		日 出 町 1	
	農業地域の拡大	宇 佐 市 245	農業振興地域の指定に伴う拡大
	農業地域の縮小	大 分 市 43	市街化区域の拡大に伴う縮小
		臼 杵 市 8	用途地域の拡大に伴う縮小
		豊 後 大 野 市 9	
H24. 3. 2	森林地域の縮小	豊 後 大 野 市 2	大分中部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		由 布 市 4	
H25. 3. 11	都市地域の拡大	杵 築 市 2	公有水面埋立に伴う拡大
	森林地域の縮小	日 田 市 130	大分西部地域森林計画の樹立に伴う縮小
		玖 珠 町 20	
H26. 3. 6	都市地域の拡大	宇 佐 市 43	都市計画区域の指定に伴う拡大
	農業地域の拡大	竹 田 市 708	農業振興地域の指定に伴う拡大
H27. 2. 20	自然公園地域の 拡大・縮小	宇 佐 市 1	国東半島自然公園区域の見直しに伴う変更
		杵 築 市 1	
		国 東 市 30	
H29. 1. 27	森林地域の縮小	大 分 市 20	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 3	
		由 布 市 12	
H30. 1. 24	農業地域の拡大	豊 後 高 田 市 17	農業振興地域の指定に伴う拡大
	森林地域の縮小	日 田 市 3	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 52	大分中部地域森林計画の樹立に伴う縮小
H31. 2. 4	農業地域の拡大	中 津 市 2	農業振興地域の指定に伴う拡大
	農業地域の縮小	中 津 市 50	用途地域の拡大に伴う縮小
	森林地域の縮小	中 津 市 2	林地開発に伴う縮小
		杵 築 市 30	林地開発に伴う縮小
		国 東 市 3	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 4	林地開発に伴う縮小

変更年月日	地域の指定変更	市町村別 変更面積 (ha)	変更内容
R2. 3. 18	計画書の変更		国土利用計画（大分県計画）の改定に伴う変更
	森林地域の縮小	中 津 市 5	林地開発に伴う縮小
		宇 佐 市 42	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 3	林地開発に伴う縮小
		臼 杵 市 6	林地開発に伴う縮小
		豊後大野市 7	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 1	林地開発に伴う縮小
R3. 2. 15	都市地域の拡大	別 府 市 1	公有水面埋立に伴う拡大
		玖 珠 町 14	都市計画区域の指定に伴う拡大
	都市地域の縮小	大 分 市 1149	都市計画区域の廃止に伴う縮小
	農業地域の拡大	大 分 市 6	農業振興地域の指定に伴う拡大
	農業地域の縮小	大 分 市 1	用途地域の拡大に伴う縮小
		中 津 市 2	用途地域の拡大に伴う縮小
	森林地域の縮小	臼 杵 市 4	林地開発に伴う縮小
R4. 3. 9	森林地域の縮小	大 分 市 53	林地開発に伴う縮小
		佐 伯 市 5	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 9	林地開発に伴う縮小
		由 布 市 9	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 34	林地開発に伴う縮小
		杵 築 市 9	林地開発に伴う縮小
		九 重 町 3	林地開発に伴う縮小
R5. 3. 7	森林地域の縮小	大 分 市 45	林地開発に伴う縮小
		別 府 市 46	林地開発に伴う縮小
		日 田 市 12	林地開発に伴う縮小
		佐 伯 市 14	林地開発に伴う縮小
		臼 杵 市 2	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 2	林地開発に伴う縮小
		杵 築 市 4	林地開発に伴う縮小
		宇 佐 市 20	林地開発に伴う縮小
		豊後大野市 3	林地開発に伴う縮小
		由 布 市 1	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 2	林地開発に伴う縮小
		九 重 町 5	林地開発に伴う縮小
		玖 珠 町 40	林地開発に伴う縮小

変更年月日	地域の指定変更	市町村別 変更面積 (ha)	変更内容
R6. 2. 9	農業地域の拡大	杵 築 市 55	農業振興地域の指定に伴う拡大
	農業地域の縮小	杵 築 市 44	用途地域の拡大に伴う縮小
		玖 珠 町 38	用途地域の拡大に伴う縮小
	森林地域の縮小	大 分 市 4	林地開発に伴う縮小
		佐 伯 市 4	林地開発に伴う縮小
		臼 杵 市 3	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 3	林地開発に伴う縮小
		杵 築 市 10	林地開発に伴う縮小
		豊 後 大 野 市 8	林地開発に伴う縮小
		由 布 市 35	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 50	林地開発に伴う縮小
		玖 珠 町 26	林地開発に伴う縮小
R7. 2. 17	都市地域の拡大	臼 杵 市 5. 9	公有水面埋立てに伴う拡大
	森林地域の縮小	大 分 市 34. 8	林地開発に伴う縮小
		中 津 市 9. 8	林地開発に伴う縮小
		竹 田 市 21. 2	林地開発に伴う縮小
		宇 佐 市 10. 9	林地開発に伴う縮小
		由 布 市 29. 9	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 2. 9	林地開発に伴う縮小
R8. 3. 24	森林地域の縮小	大 分 市 6. 0	林地開発に伴う縮小
		中 津 市 2. 9	林地開発に伴う縮小
		臼 杵 市 1. 3	林地開発に伴う縮小
		由 布 市 26. 5	林地開発に伴う縮小
		日 出 町 9. 4	林地開発に伴う縮小

※国交省提出資料の変更に合わせ、令和6年度変更時から小数点以下第一位まで表示することとした。

3 土地取引規制基礎調査

(1) 趣 旨

この調査は、規制区域、注視区域及び監視区域制度の円滑かつ的確な運用を行うため、土地取引動向、地価動向等の調査・検討を行うもので、その結果は、規制区域、注視区域及び監視区域の指定に関する都道府県知事等の判断資料となる。

(2) 調査の概要

土地取引規制基礎調査は次の3調査からなり、それぞれ区域指定要件の充足の蓋然性の程度に応じて実施する。

① 概況調査

全国の市区町村を対象に、土地取引動向の概況を把握するための調査。

登記情報に基づき、毎年1月から12月の間に全国で取引された土地の総件数や総面積の動向を把握している（現在は国土交通省により実施されている）。

令和7年の本県調査結果は表3-1、表3-2、図3-1のとおりである。

② 地域別調査

概況調査等に基づき、規制区域、注視区域及び監視区域の指定要件の充足の蓋然性の高い地域等を対象に、土地取引動向、地価動向、土地利用状況等の監視を行うとともに、特別詳細調査の実施、監視区域の指定等の処置の要否に関わる判断資料を得るもの。

現在、本県は地域別調査を実施していない。

③ 特別詳細調査

規制区域の指定要件の充足の蓋然性が特に高い地域を対象に、月毎に土地取引動向、地価動向等の調査を行い、規制区域の指定等の処置の要否に係る判断資料を得るもの。

現在、本県は特別詳細調査を実施していない。

表3-1 市町村別・年別土地取引件数(令和3年～令和7年)

市町村名		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年				
						1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	計
市	大分市	5,811	5,662	5,381	5,621	1,396	1,432	1,428	1,491	5,747
	別府市	1,448	1,466	1,395	1,376	461	399	310	319	1,489
	中津市	1,209	1,091	1,195	1,211	310	272	270	354	1,206
	日田市	1,179	1,172	904	856	230	211	199	271	911
	佐伯市	910	869	882	832	184	173	191	250	798
	臼杵市	399	388	388	388	109	97	69	90	365
	津久見市	148	152	88	111	39	23	37	41	140
	竹田市	358	429	463	448	110	73	105	97	385
	豊後高田市	344	304	280	280	84	67	70	106	327
	杵築市	277	279	251	291	57	68	61	60	246
	宇佐市	811	862	797	708	211	154	163	212	740
	豊後大野市	484	478	432	483	111	88	82	100	381
	由布市	766	679	795	732	191	174	151	195	711
	国東市	275	264	288	266	55	62	52	73	242
	姫島村	8	9	3	1	0	2	2	2	6
東国東郡	速見郡	391	369	434	321	74	78	81	102	335
玖珠郡	九重町	299	274	212	245	38	50	55	65	208
	玖珠町	167	234	223	154	62	67	35	45	209
合 計		15,284	14,981	14,411	14,324	3,722	3,490	3,361	3,873	14,446

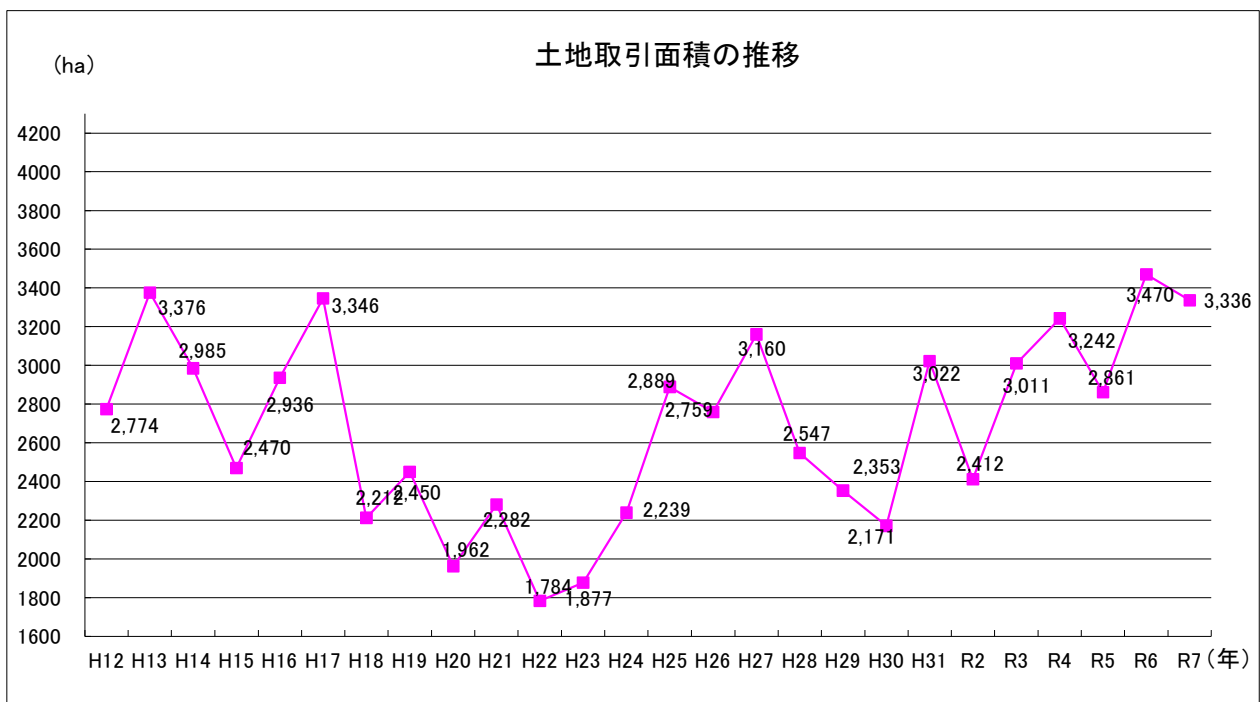
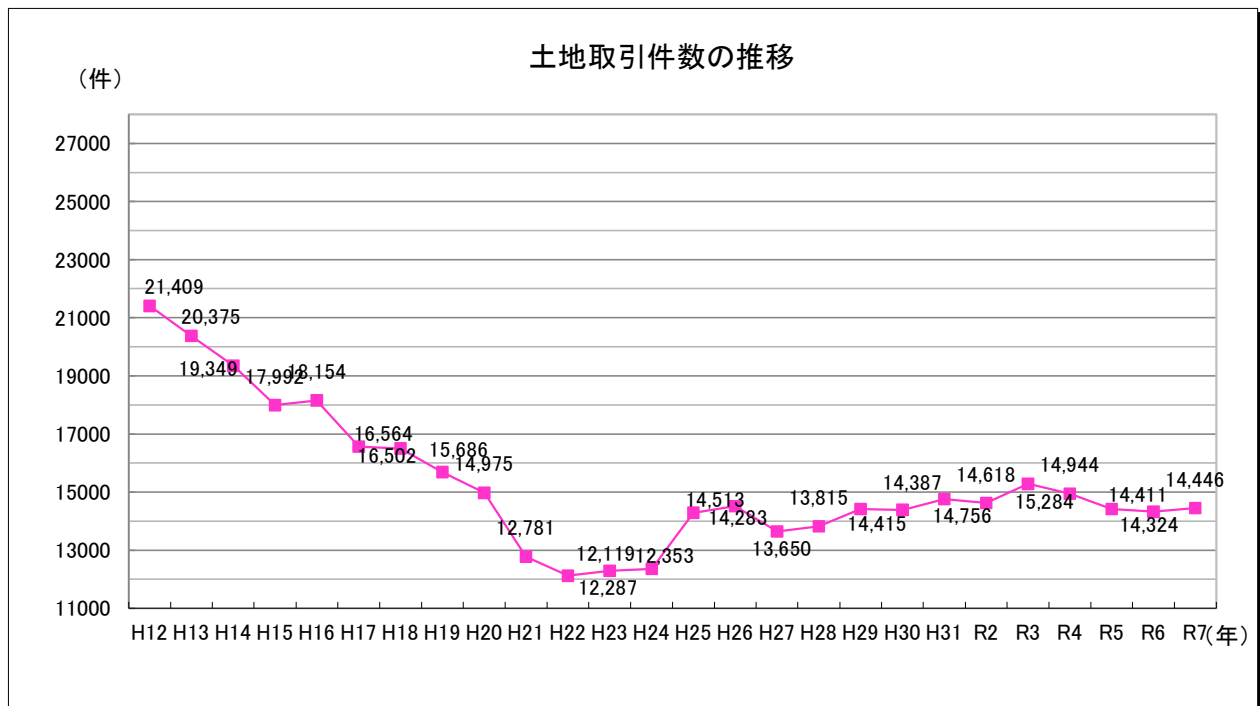
表3-2 市町村別・年別土地取引面積(令和3年～令和7年)

(単位: ha)

市町村名	区分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年				
						1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	計
市	大分市	340.5	305.7	264.6	388.1	62.0	69.0	53.5	160.1	344.7
	別府市	114.2	41.7	42	56.7	17.1	8.4	9.3	9.3	44.0
	中津市	225.3	334.3	235.4	333.4	41.4	35.0	59.4	98.1	233.9
	日田市	647.2	698.4	323.2	523	163.7	314.5	89.7	194.5	762.5
	佐伯市	329.5	404.4	463.7	448.4	115.0	78.1	57.9	101.8	352.8
	臼杵市	69.8	90.3	79.6	40.6	12.4	8.3	15.8	9.9	46.4
	津久見市	7.8	5.2	14.4	4.4	2.2	0.8	51.7	1.9	56.7
	竹田市	138.6	238.7	233.3	232.2	73.8	28.4	48.4	33.9	184.5
	豊後高田市	60.4	62.4	66.9	71.5	11.1	16.4	37.7	26.0	91.2
	杵築市	119.3	112.0	113	157.6	17.2	56.7	33.4	23.4	130.7
	宇佐市	160.2	214.4	143	175.5	47.2	21.5	24.1	45.7	138.5
	豊後大野市	256.7	205.9	214.6	246.4	61.0	72.4	28.3	98.9	260.6
	由布市	180.4	126.5	311.3	208.9	38.6	103.8	55.8	74.7	272.8
	国東市	77.1	104.1	66.5	247.3	45.5	79.1	23.5	30.9	179.1
東国東郡	姫島村	0.4	0.9	0.1	0	0.0	0.1	0	0	0.1
速見郡	日出町	91.2	82.7	62.7	35.9	12.0	10.9	5	6.5	34.4
玖珠郡	九重町	157.1	125.5	146.3	248.6	16.1	24.0	25.6	76	141.7
	玖珠町	35.5	89.3	80.6	51.7	18.6	16.1	10	17.1	61.8
合 計		3,011.1	3,242.4	2,861.2	3,470.2	755.0	943.5	629.1	1,008.6	3,336.2

※各欄ごとに端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

図 3－1 土地取引の動向



4 土地売買等の届出

(1) 土地取引規制制度

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ることを目的として、①事後届出制、②注視区域及び監視区域における事前届出制、③規制区域における許可制を設けている。

本県においては、事前届出制が適用される注視区域及び監視区域の指定はなく、事後届出制が適用されている。

制度の区分	事後届出制	事前届出制 (注視区域)	事前届出制 (監視区域)	許可制 (規制区域)
根拠	23条～27条の2	27条の3～5	27条の6～9	12条～22条
施行時期	H10.9 (S49-H10は事前届出制)	H10.9	S62.8	S49.12
区域指定要件	なし (右3区域以外の地域)	・地価の社会的経済的に相当な程度を超えた上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれ	・地価の急激な上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれ	・投機的取引の相当範囲にわたる集中又はそのおそれ、及び地価の急激な上昇又はそのおそれ等
対象面積要件	市街化区域 その他の都市計画区域 都市計画区域外	2,000㎡以上 5,000㎡以上 10,000㎡以上	都道府県知事等が規則で定める面積(左の面積未満)以上	(面積要件なし)
届出(申請)時期	契約締結後2週間以内	契約締結前		契約締結前 (許可制)
勧告(許可)要件	利用目的のみ ・公表された土地利用計画に適合しないこと等	価格及び利用目的 ・届出時の相当な価額に照らし著しく適正を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等	価格及び利用目的 ・届出時の相当な価額に照らし著しく適正を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等 ・投機的取引に当たること	価格及び利用目的 (不許可基準) ・区域指定時の相当な価額に照らし適正を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等 ・投機的取引に当たること
措置	・知事の勧告 ・措置の報告 ・公表 ・土地に関する権利の処分のあっせん ・勧告	・勧告等 ・25条～27条準用	・勧告等 ・報告徴収 ・25条～27条、27条の5第2項、第3項準用	・許可又は不許可 (申請日から6週間以内に処分) ・許可を得ない契約は無効

(2) 事後届出制

事後届出制は、全国にわたる一般的な土地取引規制制度として機能するものであり、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る観点から、一定規模以上の土地取引について、開発行為に先んじて、土地の取引段階において土地の利用目的を審査することで、助言・勧告によりその早期是正を促す仕組みである。

また、勧告等の措置は講じないものの、取引価格についても届出の対象として把握することにより、注視区域等の機動的な指定を行うことが可能となるなど、地価高騰に対する備えとしても重要な役割を担っている。

事後届出制度の概要

届出が必要な土地取引※1については、一定面積以上※2の大規模な土地について、土地売買等の契約を締結した場合に届出が必要である。

契約当事者のうち、土地の所有権、地上権、賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)を取得することとなる者、すなわち、権利取得者(買主)は、契約締結の日から起算して2週間以内に、市町村長を経由して、都道府県知事等に対し、利用目的、取引価格などを届出する必要がある。

※1 届出が必要な土地取引(以下の3つを満たすもの)

- ①土地に関する権利の移転又は設定があること
- ②土地に関する権利の移転又は設定が「対価」の授受を伴うものであること
- ③土地に関する権利の移転又は設定が「契約」により行われるものであること

※2 イ)市街化区域 2,000㎡以上

ロ)市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上

ハ)都市計画区域外 10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要である。

表4-1 年別・月別状況及び届出案件の受理処理状況（令和2年～令和7年）

(単位：件、100㎡)

区 分	R2年		R3年		R4年		R5年		R6年		R7年	
	件数	面積 (100㎡)	件数	面積 (100㎡)	件数	面積 (100㎡)	件数	面積 (100㎡)	件数	面積 (100㎡)	件数	面積 (100㎡)
1 月	24	3,947	12	3,809	21	5,295	19	5,696	16	9,063	17	4,722
2 月	25	8,571	21	29,385	27	7,700	31	11,901	16	18,458	34	6,992
3 月	26	11,828	32	8,711	37	11,940	34	11,984	28	20,093	27	8,591
4 月	33	9,666	25	6,941	24	8,408	31	5,856	22	17,827	43	12,111
5 月	9	3,763	17	2,506	19	3,910	19	5,126	18	3,770	33	20,612
6 月	14	2,489	21	9,029	22	6,752	18	7,918	25	11,420	43	40,579
7 月	12	3,225	36	4,542	24	10,402	20	7,924	21	3,713	27	7,617
8 月	18	4,996	20	5,985	28	8,078	18	4,842	21	2,989	19	5,283
9 月	24	13,418	39	12,363	23	28,924	32	13,754	30	10,324	34	16,819
10 月	26	3,064	41	15,219	34	9,561	17	3,263	37	6,373	37	15,170
11 月	19	5,125	27	5,033	32	9,712	24	5,140	30	11,530	22	14,153
12 月	19	6,242	30	20,634	47	19,250	23	6,609	39	25,153	38	23,952
受 理	249	76,334	321	124,156	338	129,932	286	90,014	303	140,713	374	176,601
処 理	255	79,329	313	109,753	316	113,921	272	87,624	275	117,290	349	154,407
指導・助言・勧告ともせず	255	79,329	313	109,753	316	113,921	272	87,624	275	117,290	349	154,407
指導後、助言・勧告せず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助 言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勧 告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
審 査 繰 越	9	2,522	17	16,926	22	16,610	14	2,390	28	23,418	25	22,194

表４－２ 年別届出案件の当事者(譲受人) (令和2年～令和7年)

(単位：件、100㎡)

区 分		R2年		R3年		R4年		R5年		R6年		R7年	
		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
個 人	県 内	55	18,386	50	16,242	54	16,732	38	10,392	31	16,550	41	47,612
	県 外	7	2,332	10	6,595	15	25,072	14	3,504	4	1,544	9	4,373
	小 計	62	20,718	60	22,837	69	41,804	52	13,896	35	18,094	50	51,985
法 人	県 内	134	36,716	228	75,672	185	42,509	181	46,672	193	79,654	235	64,197
	県 外	53	18,899	30	25,424	84	45,619	53	29,446	75	42,966	89	60,419
	小 計	187	55,615	258	101,096	269	88,128	234	76,118	268	122,620	324	124,616
県	内	189	55,102	278	91,914	239	59,241	219	57,064	224	96,204	276	111,809
県	外	60	21,231	40	32,019	99	70,691	67	32,950	79	44,509	98	64,792
合 計		249	76,333	321	123,933	338	129,932	286	90,014	303	140,713	374	176,601

表4-3 年別届出案件の利用目的(令和2年～令和7年)

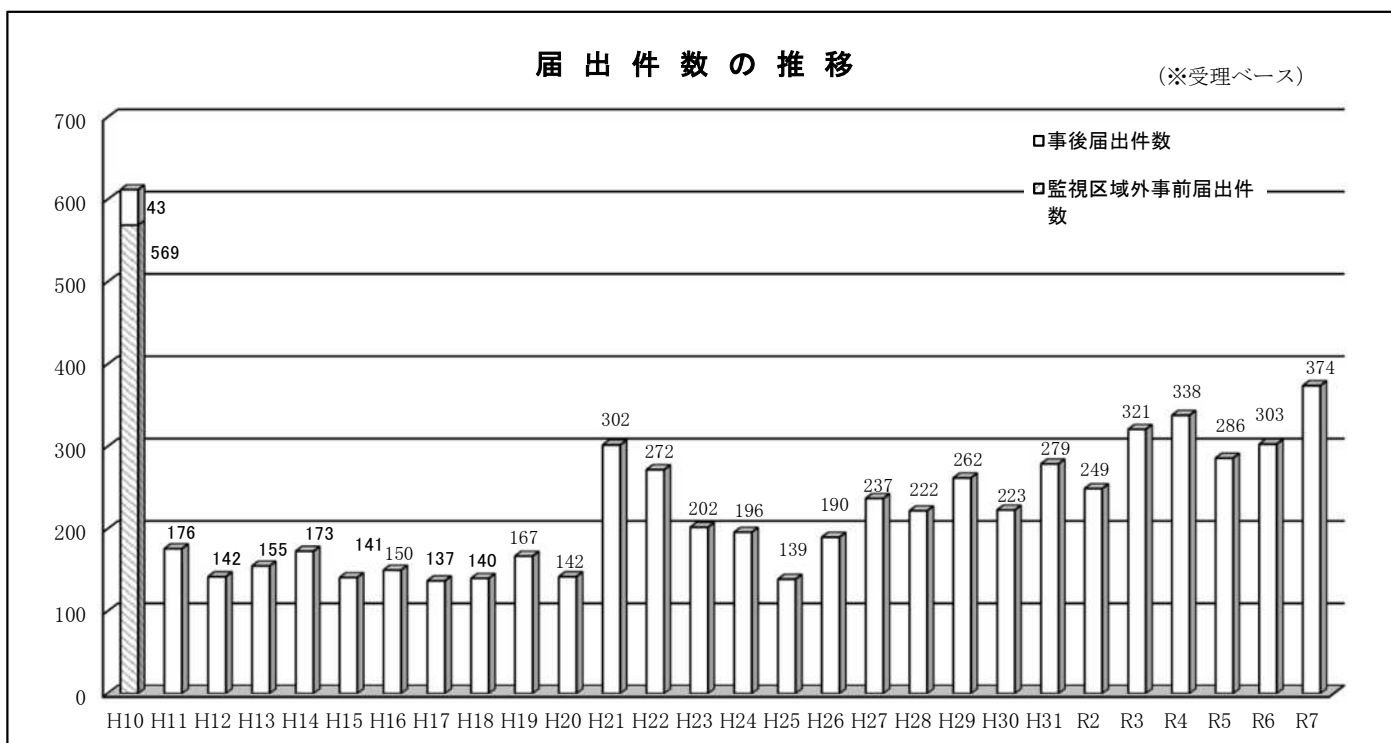
(単位:件、100㎡)

年	区分	住 宅	商業施設	生産施設	レクリエーション施設	ゴルフ場	別 荘	林 業	農 業 畜 産 業 水 産 業	駐 車 場	病院等 の他の利 用 目 的	資産保有・ 転売等目的	そ の 他	合 計
R2年	件数	16	13	46	1	0	0	126	3	1	11	32	0	249
	面積	1,264	322	15,259	91	0	0	45,689	787	142	3,560	9,221	0	76,335
R3年	件数	50	7	28	1	0	0	174	5	4	15	37	0	321
	面積	1,056	284	26,519	1,590	0	0	79,308	3,933	175	4,171	7,121	0	124,157
R4年	件数	61	11	46	0	0	0	163	2	0	15	34	6	338
	面積	2,770	1,176	16,060	0	0	0	93,679	467	0	2,972	12,314	493	129,931
R5年	件数	28	12	45	1	0	0	154	2	6	14	24	0	286
	面積	859	2,382	5,880	72	0	0	72,560	439	597	3,838	3,388	0	90,014
R6年	件数	54	7	27	3	0	0	189	2	0	11	10	0	303
	面積	2,847	516	18,886	714	0	0	113,520	413	0	2,358	1,459	0	140,713
R7年	件数	43	15	36	1	0	0	247	2	3	12	15	0	374
	面積	1,429	3,199	10,572	133	0	0	152,411	655	82	2,135	5,985	0	176,601

表 4 - 4 年 別 ・ 市 町 村 別 届 出 件 数 及 び 届 出 案 件 の 処 理 件 数 (令 和 2 年 ～ 令 和 7 年)

市町村名	年・区分		R2年		R3年		R4年		R5年		R6年		R7年	
	届出件数	処 理 件 数	届出件数	処 理 件 数	届出件数	処 理 件 数	届出件数	処 理 件 数	届出件数	処 理 件 数	届出件数	処 理 件 数	届出件数	処 理 件 数
市	大 分 市	42	46	73	72	81	89	81	52	52	44	42	72	70
	別 府 市	5	7	12	12	8	8	8	5	4	11	12	8	8
	中 津 市	7	7	21	18	26	28	26	23	23	34	31	19	19
	日 田 市	72	72	106	105	73	78	73	61	56	62	60	83	76
	佐 伯 市	39	39	33	32	34	34	34	18	17	42	37	35	31
	臼 杵 市	10	9	7	8	7	7	7	9	9	7	7	7	7
	津 久 見 市	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	竹 田 市	4	4	7	6	31	32	31	25	25	21	18	16	15
	豊 後 高 田 市	4	4	3	3	1	1	1	3	2	0	1	9	8
	杵 築 市	9	9	8	6	2	3	2	2	2	10	9	20	20
	宇 佐 市	4	5	6	6	0	3	0	1	1	6	6	9	9
	豊 後 大 野 市	10	10	18	17	11	11	11	28	28	19	16	30	29
	由 布 市	27	25	9	11	17	17	17	16	16	25	24	27	24
	国 東 市	2	1	2	3	9	10	9	4	3	4	5	18	16
	姫 島 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東国東郡														
速見郡	日 出 町	3	4	4	4	2	2	2	29	24	8	13	7	7
玖 珠 郡	九 重 町	9	10	7	6	6	6	6	2	2	4	2	9	8
	玖 珠 町	2	3	4	3	9	9	8	7	7	6	6	5	2
合 計		249	255	321	313	338	316	286	272	303	289	374	349	

図４－１ 届出の状況（国土利用計画法第23条第1項に基づく土地売買等届出）



※ 監視区域は、平成元年7月に指定され、平成7年4月に全面解除された。

※ 平成10年9月1日に、「国土利用計画法の一部を改正する法律」が施行され、届出制度は事前から事後へ変更された。

図４－２ 届出案件の当事者（譲受人）

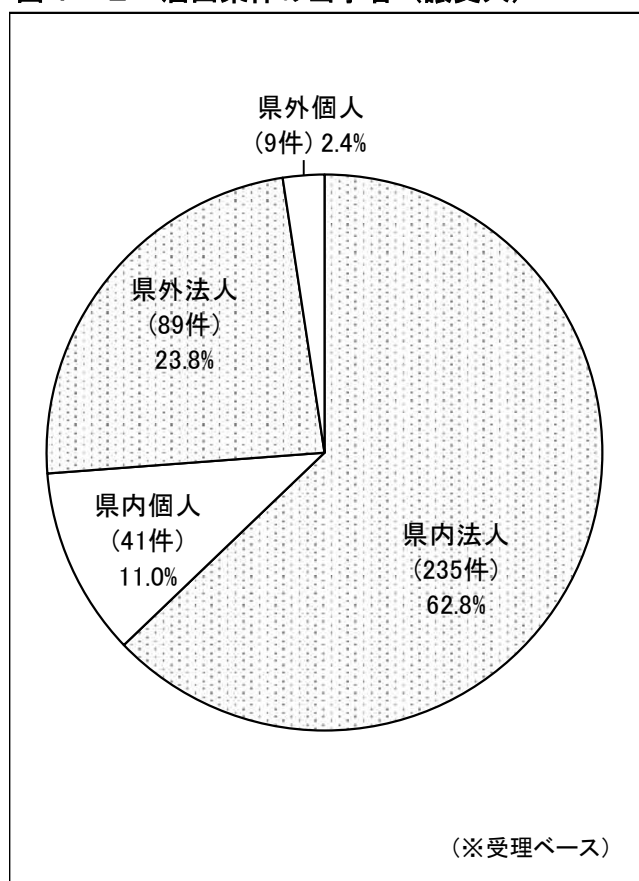
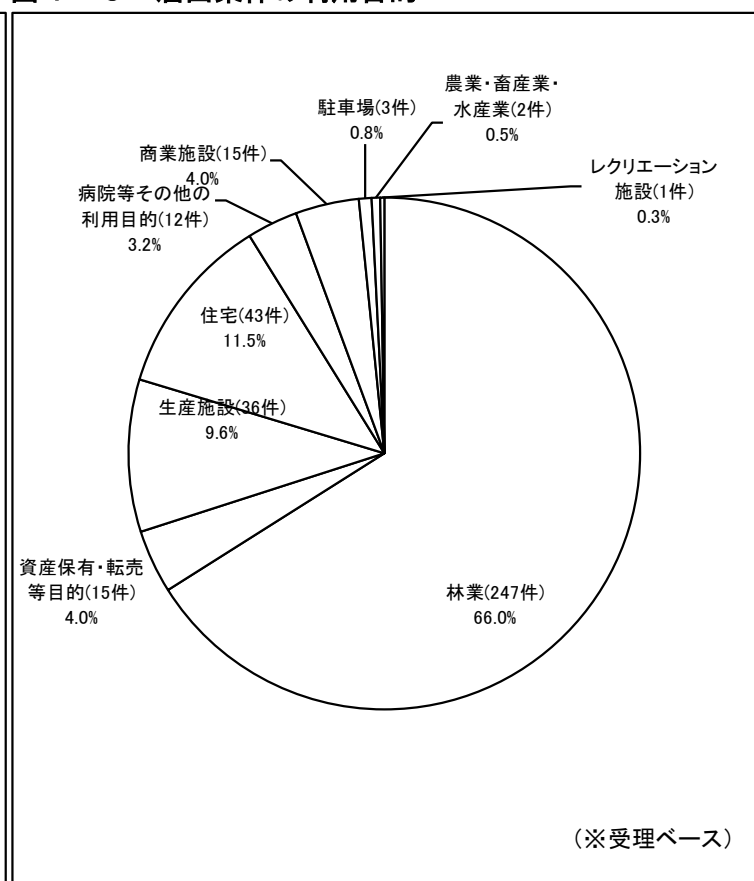


図４－３ 届出案件の利用目的



5 大規模土地利用事前指導要綱

昭和50年3月25日に「大規模土地取引等における事前指導要綱」を定め、国土利用計画法により届出等を行わなければならない土地売買等のうち特に大規模なものについて、当事者の申出により、土地利用に当たっての問題点及び取得価格の目安となる相当の水準について助言指導を行ってきた。

さらに、平成10年9月1日の国土利用計画法の改正による事後届出制への移行や自己所有地又は借地での開発行為への対応を図るため、平成11年5月1日に旧要綱を廃止し、新たに「大規模土地利用事前指導要綱」を制定した。

さらに、平成12年度からの地方分権一括法の施行に伴い、平成13年3月30日付をもって市町村の經由を廃止し、意見照会に変更する改正を行い、土地利用についての助言指導を行っている。

表5-1 大規模土地取引等における事前指導処理状況

申出処理別 年度別	申 出 件 数	取 下 件 数	処 理 件 数	利用目的別申出件数			
				宅地用	ゴルフ場	レジャー施設	その他
平成5年度	9	0	9	6	0	0	3
平成6年度	2	0	2	1	0	0	1
平成7年度	2	0	2	1	0	0	1
平成8年度	6	0	6	3	0	1	2
平成9年度	4	0	4	3	0	0	1
平成10年度	2	0	2	1	0	0	1
昭和51年度 からの累計	248	19	229	160	24	10	54

表5-2 大規模土地利用事前指導処理状況

申出処理別 年度別	申 出 件 数	取 下 件 数	処 理 件 数	利用目的別申出件数			
				宅地用	ゴルフ場	レジャー施設	その他
平成11年度	1	0	1	0	0	1	0
平成12年度	0	0	0	0	0	0	0
平成13年度	1	0	1	1	0	0	0
平成14年度	0	0	0	0	0	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	3	0	2	0	0	0	3
平成17年度	0	0	1	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	0	0	0	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	0	2	0	0	0	2
平成24年度	3	0	2	0	0	0	3
平成25年度	4	0	4	0	0	0	4
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
平成31年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0
令和7年度	0	0	0	0	0	0	0

6 ゴルフ場の開発事業に関する事前指導

ゴルフ場の開発は当初「大規模土地取引等における事前指導要綱」で指導していたが、ゴルフ場開発の総量規制をするために、「県土面積の１％以内」という制限を設けた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」を平成２年１１月に制定施行した。

翌平成３年６月に既設及び計画中のゴルフ場の面積が県土面積の１％を超えたため、以降原則として事前協議を停止していたが、その後の経済情勢の悪化等に伴い計画の中止や撤退が相次ぎ、１％を下回るようになったため、平成１２年７月から９ホール以内の増設に限って事前協議を再開した。

その後も依然として県土面積の１％を大きく下回る状況が続き、今後も１％に達する状況は当分の間考えられないため、平成１９年４月から全面的に事前協議を再開した。

なお、平成１３年度以降、事前協議に出された計画はない。

表６－１ ゴルフ場開発事業の箇所数、面積調べ

年別	平成２年１１月７日現在			平成３年６月１８日現在			令和７年３月３１日現在		
既設協議別	箇所数	面積 (ha)	県土面積 に占める 割合(%)	箇所数	面積(ha)	県土面積 に占める 割合(%)	箇所数	面積(ha)	県土面積 に占める 割合(%)
既設	２２	１,５１４.１	０.２４	２２	１,５１４.１	０.２４	２３	１,８１２.０	０.２９
事前協議済	１６	１,９１９.９	０.３０	２６	３,６５４.７	０.５８	０	０	０
事前協議中	３	５５７.９	０.０９	８	１,２２９.０	０.１９	０	０	０
計	４１	３,９９１.９	０.６３	５６	６,３９７.８	１.０１	２３	１,８１２.０	０.２９

(県土面積 634,062ha：令和７年国土地理院面積調)

7 地価調査

適正な地価の形成と安定を図るため、公的土地評価体系の整備が進められ、現在の制度として、地価公示法に基づいて国が昭和 45 年から実施している地価公示制度と、国土利用計画法施行令に基づいて都道府県が昭和 50 年から実施している地価調査制度がある。

これらの地価公示価格及び地価調査標準価格は、国土利用計画法の規定に係る許可申請及び届出等における価格分析の規準として用いられるほか、一般の土地取引価格に対する指標や公共事業の用に供する土地取引価格の算定規準等として用いられる。

(1) 地価公示

地価公示は、一般の土地取引価格に対して指標を与え、また、公共事業の用に供する土地に対する適正な補償金の額の根拠等にするを目的に設けられたもので、国土交通省土地鑑定委員会が公示区域内の標準地について、毎年 1 回、1 月 1 日を基準日として単位面積あたりの正常な価格を判定し、官報に公示することとなっている。昭和 45 年に初めて 8 都道府県 970 地点について公示が行われたが、その後対象地域、地点数ともに逐次拡充整備され、令和 8 年は全国 26,000 地点について公示された。

本県では昭和 49 年から 11 市において実施されているが、平成 6 年から都市計画区域を設定している町が新たに加わるなどして、令和 8 年は 14 市 2 町 247 地点（住宅地 149、宅地見込地 3、商業地 84、工業地 11）について実施、令和 8 年 3 月 18 日官報公示された。

公示価格の住宅地・商業地別平均価格・変動率の状況は図 7-1、市町別・用途別平均価格及び変動率の状況は、表 7-1 のとおりである。

(2) 地価調査

地価調査は、国土利用計画法に基づく土地取引の許可、届出制における土地価格の審査において適正な価格判断の拠り所とすることを主目的として設けられたもので、知事が毎年 1 回、7 月 1 日を基準日として基準地の単位面積当たりの価格を判定し、県報で公表している。

令和 7 年は 303 地点（住宅地 203、宅地見込地 4、商業地 83、工業地 9、林地 4）について調査を行い、標準価格を判定し、令和 7 年 9 月 17 日に県報告示を行った。

標準価格の住宅地・商業地別平均価格・変動率の状況は図 7-2、市町別・用途別平均価格及び変動率の状況は、表 7-2 のとおりである。

① 令和 7 年調査の概要

調査地点ごとの価格の平均変動率（対前年変動率の平均値（対前年変動率を算出できない選定替地点を除く））は、住宅地が昨年から 0.4 ポイント上昇、商業地が昨年から 0.6 ポイント上昇した。

ア 住宅地

平成 10 年以来 21 年ぶりの上昇となった令和元年から令和 2 年まで 2 年連続で上昇し、令和 3 年は横ばいとなったものの、令和 4 年から再び上昇し、本年まで 3 年連続で上昇した。

イ 商業地

平成 4 年から令和 5 年まで 32 年連続で下落していたが、令和 6 年に 33 年ぶりに上昇し、本年も引き続き上昇した。

〔注：新規地点の設定、選定替又は地点削減により平均価格は上下する場合があるため、全体の傾向は平均変動率で判断している。〕

なお、県内の基準地 303 地点のうち、対前年変動率がプラスとなる価格上昇地点は、住宅地が 80 地点（昨年 77 地点）、商業地が 33 地点（昨年 31 地点）であった。横ばい地点（±0.0）は、住宅地

が 39 地点（昨年 36 地点）、商業地が 11 地点（昨年 10 地点）であった。

〈上昇、横ばい、下落地点数〉

	令和 6 年 (選定替 5 地点を除く)			令和 7 年		
	上昇	横ばい	下落	上昇	横ばい	下落
住宅地	77	36	87	80	39	84
宅地見込地	2	2	0	2	2	0
商業地	31	10	40	33	11	39
工業地	3	2	4	3	5	1
林地	0	3	1	0	3	1
合計	298			303		

② 平均変動率（変動率は継続地点のみで算定）

ア 住宅地

(ア) 県全体の状況

県全体では 1.2%と令和 4 年から 4 年連続で上昇した。

市町村別の平均でみると、上昇率拡大が 3 市 1 町、横ばいがなし、下落率縮小が 5 市 1 町、下落率横ばいが 4 市、下落率拡大が 2 市 1 町 1 村である。

上昇率拡大（3 市 1 町）	大分市、別府市、由布市、日出町
下落率縮小（5 市 1 村）	日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、国東市、九重町
下落率横ばい（4 市）	中津市、津久見市、豊後高田市、宇佐市
下落率拡大（2 市 1 町 1 村）	杵築市、豊後大野市、玖珠町、姫島村

なお、県内で最も上昇率が大きかった市町村は、大分市で変動率 4.7%（昨年：大分市 3.8%）、最も下落率が大きかった市町村は、姫島村で変動率△2.2%（昨年：姫島村△2.1%）となっている。

(イ) 大分市の状況（市平均）

平成 10 年以来 19 年ぶりの上昇となった平成 29 年から 9 年連続の上昇となり、上昇率も昨年より 0.9 ポイント拡大した。

大分市	変動率	上昇	横ばい	下落
R6	3.8	51	3	1
R7	4.7	53	3	1

(ウ) 別府市の状況（市平均）

平成 11 年以来 19 年ぶりの上昇となった平成 30 年から令和 2 年まで 3 年連続で上昇し、令和 3 年は上昇から下落に転じたものの、令和 4 年は横ばいとなり、令和 5 年に再び上昇に転じた。本年も昨年に引き続き 3 年連続の上昇となり、上昇率も昨年より 1.0 ポイント拡大した。

別府市	変動率	上昇	横ばい	下落
R6	1.7	14	0	2
R7	2.7	14	1	1

イ 商業地

(ア) 県全体の状況

県全体では0.7%と2年連続で上昇した。

市町村別の平均でみると、上昇率拡大が3市1町、横ばいがなし、横ばいから上昇が1市、下落率縮小が5市1町、下落率横ばいが4市、下落率拡大が1市1町1村である。

上昇率拡大（3市1町）	大分市、別府市、由布市、日出町
横ばいから上昇（1市）	日田市
下落率縮小（5市1町）	中津市、竹田市、杵築市、宇佐市、国東市、九重町
下落率横ばい（4市）	佐伯市、津久見市、豊後高田市、豊後大野市
下落率拡大（1市1町1村）	臼杵市、玖珠町、姫島村

なお、県内で最も上昇率が大きかった市町村は別府市で変動率4.6%（昨年：別府市2.4%）、最も下落率が大きかった市町村は玖珠町で変動率△3.0%（昨年：姫島村△2.8%）となっている。

(イ) 大分市の状況（市平均）

平成28年以降10年連続の上昇となった。上昇率は3.0%で昨年より1.1ポイント拡大した。

大分市	変動率	上昇	横ばい	下落
R6	1.9	17	0	1
R7	3.0	18	0	1

(ウ) 別府市の状況（市平均）

平成4年以来26年ぶりの上昇となった平成30年から令和2年まで3年連続で上昇、令和3年は上昇から下落に転じたが、令和4年から4年連続の上昇となった。本年は上昇率4.6%と昨年より2.2ポイント拡大した。

別府市	変動率	上昇	横ばい	下落
R6	2.4	10	0	0
R7	4.6	10	0	0

③ 平均価格

ア 住宅地

住宅地の県平均価格は27,900円/㎡（R6 27,000円/㎡）である。

最高価格地点は大分（県）－12（大分市金池南1丁目284番）の167,000円/㎡である。同地点は、昨年に引き続き9年連続で最高価格である。

なお、調査開始以来の最高価格は大分（県）－7（大分市中島東2丁目6387番3）（※）における平成3年から平成9年までの価格、180,000円/㎡である。

（※平成14年に選定替えを行っており、現在の基準地番号の地点とは異なる。）

イ 商業地

商業地の県平均価格は57,300円/㎡（R6 55,900円/㎡）である。

最高価格地点は、大分（県）5－17（大分市東大道1丁目107番外）の429,000円/㎡である。同地点は、昨年に引き続き10年連続で最高価格である。

なお、調査開始以来の最高価格は、大分（県）5－11（大分市都町2丁目5番外）における平成3年の価格、2,400,000円/㎡である。

図7-1-1 地価公示 大分県の用途別平均価格及び平均変動率の推移

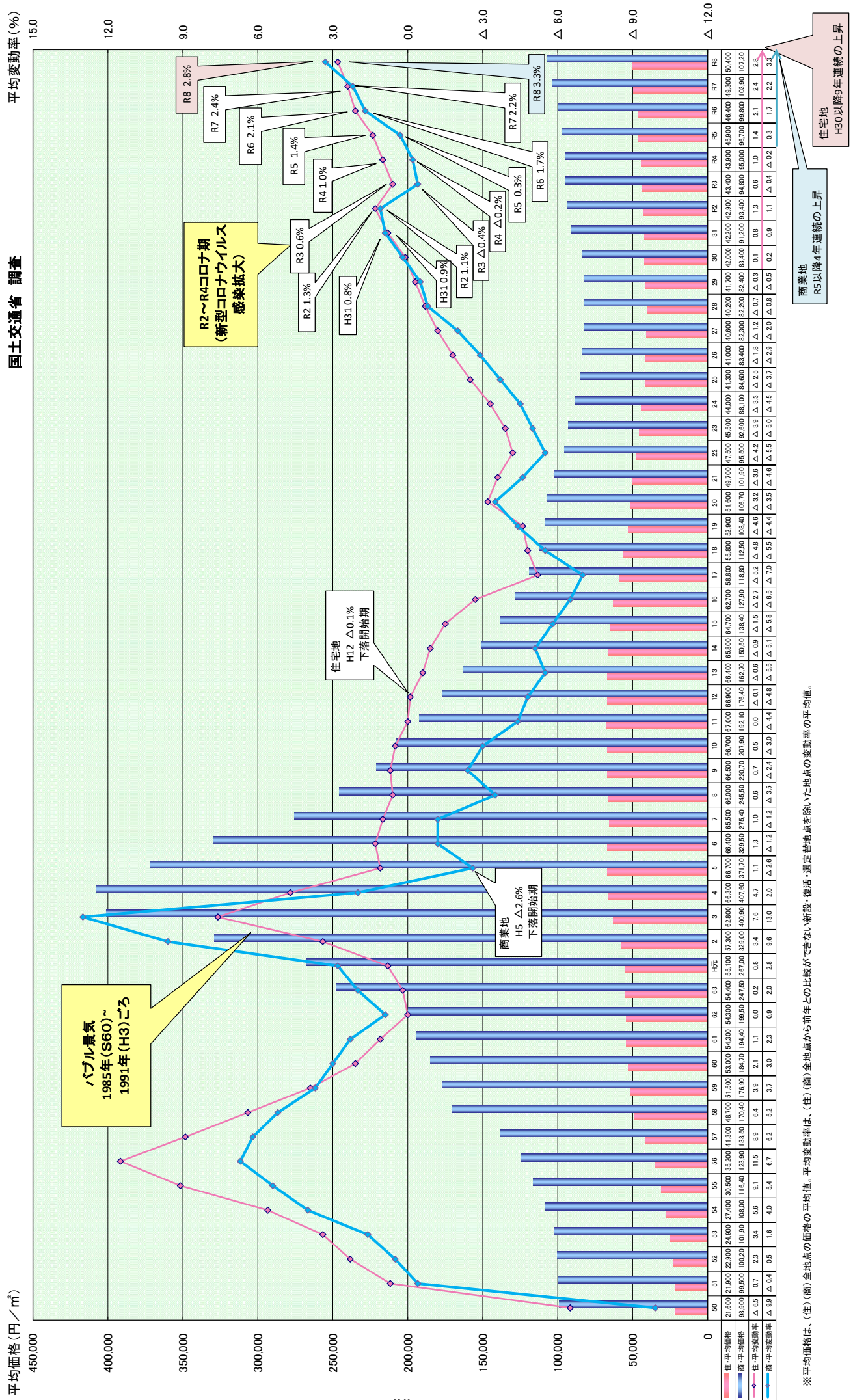


表 7-1 令和 8 年地価公示 市町別・用途別 平均価格及び対前年平均変動率

(単位:円/㎡、%)

	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地			工 業 地			全 用 途(※)							
	R8		R7	R8		R7	R8		R7	R8		R7	R8		R7					
	地点数	平均価格	変動率	地点数	平均価格	変動率	地点数	平均価格	変動率	地点数	平均価格	変動率	地点数	平均価格	変動率					
大分市	76	67,400	4.7	4.2	2	7,500	0.0	1.0	37	167,400	4.9	4.0	9	25,900	1.1	1.0	124	93,300	4.4	3.9
別府市	24	45,400	2.7	1.7	1	9,500	△ 0.1	△ 0.3	15	75,200	5.7	2.7	1	32,000	0.6	0.6	41	55,100	3.7	2.0
中津市	5	23,600	0.6	0.4					3	48,500	0.4	0.2	1	12,300	0.8	0.8	9	30,600	0.5	0.4
日田市	5	35,300	0.1	△ 0.1					4	53,800	0.2	0.0					9	43,500	0.1	△ 0.1
佐伯市	4	33,300	△ 1.0	△ 1.0					3	47,900	△ 0.6	△ 0.6					7	39,500	△ 0.8	△ 0.8
臼杵市	3	30,700	△ 0.7	△ 0.8					3	48,100	△ 0.5	△ 0.6					6	39,400	△ 0.6	△ 0.7
津久見市	3	21,300	△ 1.0	△ 1.2					2	40,500	△ 1.1	△ 1.3					5	29,000	△ 1.0	△ 1.2
竹田市	3	20,300	△ 0.8	△ 0.4					2	33,000	△ 1.0	△ 1.2					5	25,400	△ 0.9	△ 0.7
豊後高田市	3	12,200	△ 0.2	0.0					1	31,800	△ 0.3	△ 0.3					4	17,100	△ 0.2	△ 0.1
杵築市	3	18,000	△ 0.4	△ 0.6					2	39,100	△ 2.3	△ 2.2					5	26,500	△ 1.1	△ 1.2
宇佐市	3	14,700	△ 0.3	△ 0.3					3	35,900	0.3	0.2					6	25,300	0.0	△ 0.1
豊後大野市	2	22,700	0.5	0.5					2	51,400	△ 0.2	△ 0.2					4	37,000	0.2	0.2
由布市	5	30,100	1.1	0.7					3	135,200	3.4	3.1					8	69,500	1.9	1.6
国東市	2	10,900	△ 1.2	△ 1.8					1	23,500	△ 2.1	△ 2.8					3	15,100	△ 1.5	△ 2.1
日出町	2	28,500	0.7	0.7					2	48,300	1.6	1.0					4	38,400	1.1	0.8
玖珠町	2	20,300	0.0	△ 0.2					1	43,000	△ 0.7	△ 1.1					3	27,900	△ 0.2	△ 0.5
県 計	145	50,400	2.8	2.4	3	8,200	△ 0.1	0.5	84	107,200	3.3	2.2	11	25,200	1.1	0.9	243	68,400	2.9	2.3

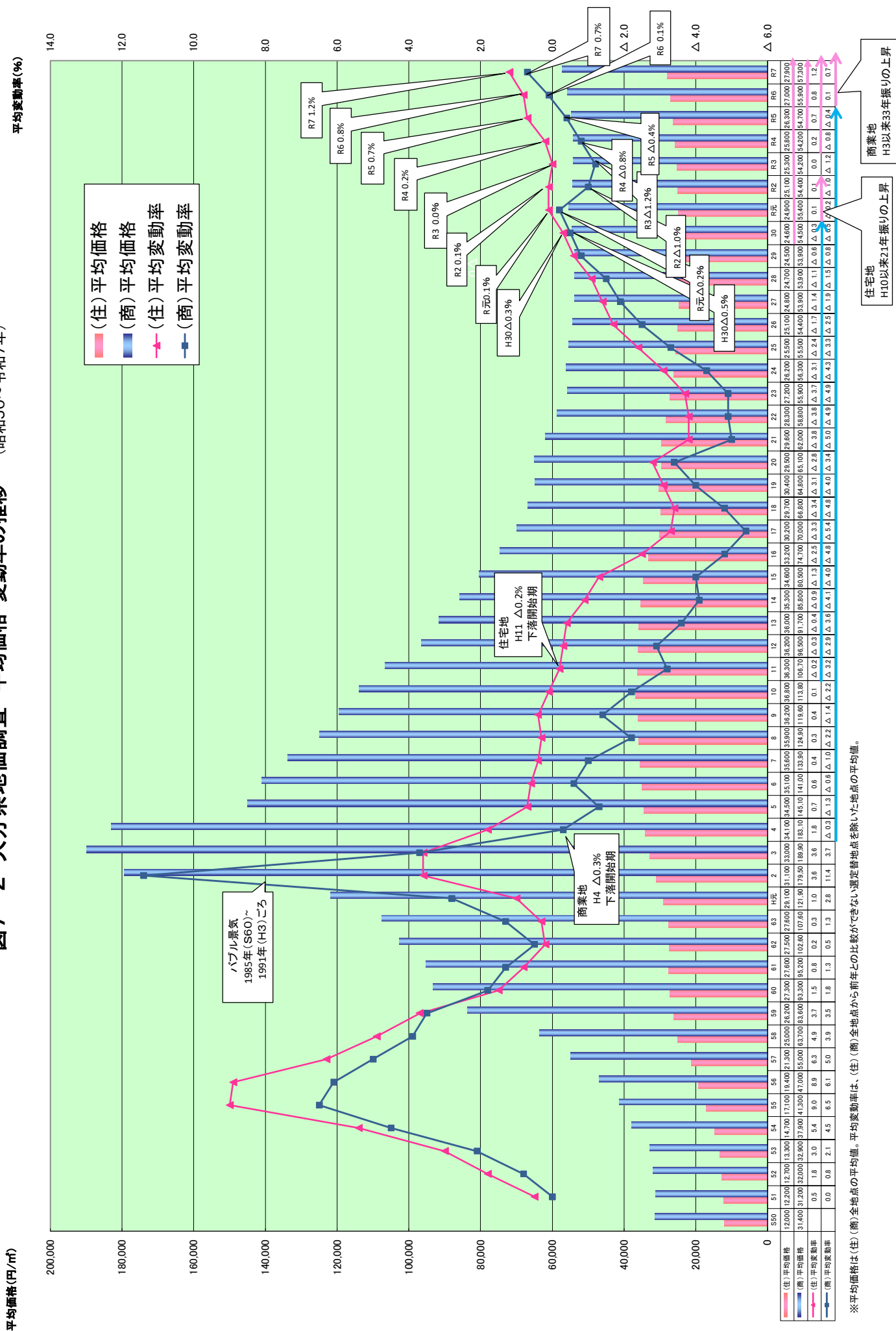
※地点数は、調査した全地点数を表示している。

※平均価格は、全調査地点をもとに算出し、10の位を四捨五入している。

※変動率は、各基準地ごとの変動率総和を基準地数で除した平均変動率である。(復活・測定替地点は対前年平均変動率を算出できないため、平均変動率には反映されない。継続地点のみで算出。)

※平均価格・変動率は、各欄ごとに算出している。(全用途欄、県計欄の数字と整合するものではない。)

図7-2 大分県地価調査 平均価格・変動率の推移 (昭和50～令和7年)



※平均価格は(住)(商)全地点の平均値。平均変動率は、(住)(商)全地点から前年との比較ができない運営替地点を除いた地点の平均値。

表 7-2 令和 7 年大分県地価調査 市町村別・用途別 平均価格及び対前年平均変動率

(単位:円/㎡、%)

	住 宅 地			宅 地 見 込 地			商 業 地			工 業 地			全 用 途(※)		
	R7			R7			R7			R7			R7		
	調査 地点数	平均価格	平均 変動率	調査 地点数	平均価格	平均 変動率	調査 地点数	平均価格	平均 変動率	調査 地点数	平均価格	平均 変動率	調査 地点数	平均価格	平均 変動率
大分市	57	60,200	4.7	2	10,600	2.9	19	138,400	3.0	1.9	2	30,900	1.0	76,800	4.2
別府市	16	41,400	2.7	1	3,700	0.0	10	81,800	4.6	2.4				55,000	3.3
中津市	15	15,300	△ 0.2				6	33,100	△ 0.5	△ 1.1	2	14,700	0.4	19,900	△ 0.2
日田市	16	13,800	△ 0.4				6	32,500	0.2	0.0				18,900	△ 0.3
佐伯市	21	13,700	△ 0.6				8	22,000	△ 1.1	△ 1.1	1	11,000	0.0	15,800	△ 0.7
臼杵市	5	20,400	△ 0.5				2	29,800	△ 1.6	△ 1.4	1	23,100	0.0	23,100	△ 0.7
津久見市	2	20,400	△ 1.0				1	35,400	△ 1.1	△ 1.1				25,400	△ 1.0
竹田市	8	7,000	△ 0.6				5	13,700	△ 0.9	△ 1.1				9,600	△ 0.7
豊後高田市	7	7,100	△ 0.3				4	16,600	△ 0.3	△ 0.3				10,600	△ 0.3
杵築市	6	10,600	△ 1.3				2	22,700	△ 1.9	△ 2.2				13,600	△ 1.5
宇佐市	10	8,400	△ 0.3				4	20,800	△ 0.7	△ 0.9	1	6,100	0.0	11,500	△ 0.4
豊後大野市	14	7,200	△ 0.4				5	14,000	△ 0.9	△ 0.9				9,000	△ 0.6
由布市	8	17,600	1.0				3	42,700	0.5	0.3				24,400	0.9
国東市	9	8,000	△ 0.9				4	16,500	△ 1.6	△ 2.0	1	6,700	0.0	10,300	△ 1.0
姫島村	2	8,900	△ 2.2				1	13,300	△ 2.9	△ 2.8				10,400	△ 2.4
日出町	2	28,000	1.4	1	4,000	0.0	1	53,000	2.9	1.2	1	15,000	△ 0.7	25,600	1.0
九重町	3	5,200	△ 1.1				1	15,000	△ 1.3	△ 1.9				7,700	△ 1.2
玖珠町	2	19,100	△ 1.4				1	39,000	△ 3.0	△ 2.0				25,700	△ 1.9
県 計	203	27,900	1.2	4	7,200	1.4	83	57,300	0.7	0.1	9	17,000	0.2	35,500	1.1

※「林地」の4地点は除く。

表7-3 令和7年 基準地別標準価格及び対前年変動率(林地)

(単位：円/10a=1,000㎡、%)

基準地番号	基準地の所在及び地番並びに住居表示			令和7年 標準価格	令和6年 標準価格	対前年 変動率
	市町村名	地番	住居表示			
大分 (林) - 1	日田市	前津江町大野字木弓1778番1		10,400	10,400	0.0
大分 (林) - 2	佐伯市	直川大字横川字イワイカハチ1617番		9,400	9,400	0.0
大分 (林) - 3	大分市	大字上判田字同尻3084番外		595,000	600,000	△0.8
大分 (林) - 4	宇佐市	安心院町釜ノ口字宮ノ脇1757番外		13,200	13,200	0.0

8 租税特別措置法に基づく優遇措置制度

(1) 制度の概要

租税特別措置法には、土地の投機的な取引を抑制する目的で土地譲渡益重課税制度が規定されており、その一方で、優良な宅地の供給を促進する場合にあっては、この重課税制度の適用が除外される優遇措置制度も併せて設けられている。

この優遇措置制度の適用を受けるには、一定の要件（開発許可等要件、適正価格要件、公募要件）を満たした上で、知事の審査・認定（適正価格等）を受ける必要がある。

ただし、土地譲渡益重課税制度は、平成10年1月1日から平成12年12月31日まで適用停止とされ、その後、停止期間が令和11年3月31日まで延長されている。

そのため、法人及び個人事業者に対しての短期（5年以内）重課税制度の適用は停止されており、適用除外を目的とする審査・認定も不要とされている。

(2) 事務の概要

法人等土地譲渡益重課税制度の適用除外に係る認定事務としては、譲渡予定価額審査（優良住宅地供給等に対する適用除外要件）と、特定住宅用地譲渡認定（特定住宅用地譲渡に対する適用除外要件）がある。

譲渡予定価額審査・特定住宅用地譲渡認定事務の概要

	譲 渡 予 定 価 額 審 査	特 定 住 宅 用 地 譲 渡 認 定
特別措置の概要	国土利用計画法の事前届出制の適用がない土地の譲渡で、優良住宅地の供給に資する一定要件を満たす場合、譲渡予定価額の審査を知事に申し出て、知事から意見のない旨の通知を受けることにより、土地譲渡益重課税制度の適用除外を受けることができる。	宅地造成事業者が造成した宅地を宅建業者等が一括卸売する場合、譲渡者、譲受者の両者が知事の認定を受けることにより、土地譲渡益重課税制度の適用除外を受けることができる。
申出者・申請者	譲 渡 人	当該譲渡の当事者（造成業者と宅建業者等）
認 定 等 の 要 件	①国土利用計画法の事前届出制の適用がない土地であること。 ②一団の宅地の面積が1,000㎡以上であること。 ③有期間が5年以下の土地であること。 ④都市計画法による開発許可もしくは知事の優良宅地の認定を受けていること、または優良住宅もしくは良質住宅の認定申請を行っていること。 ⑤土地の利用目的が住宅用地（別荘地を除く）、工業用地、事務所用地等であること。 ⑥公募により分譲されるものであること。 ⑦譲渡予定価額が適正であること。 ⑧土地の譲渡に係る契約を締結しようとする日の6週間前までに申出が行われていること。	①譲渡に係る宅地の面積が、次の面積以上であること。 市街化区域 2,000㎡以上 市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域以外 10,000㎡以上 ②国土利用計画法の事前届出制の適用がある場合は、届出または事前確認を行い、不勧告または確認の通知を得ていること。 ③国土利用計画法の事前届出制の適用がない場合は、適正価格である旨の知事の認定を受けていること。 ④造成事業者自ら造成した宅地で、開発許可または優良住宅の認定を受けていること。 ④譲受者が住宅の建設事業を行う宅地建物取引業者であること。 ⑤譲受者が売建方式（自ら住宅を新築）または建売方式（請負により住宅を新築）により、かつ公募により分譲するものであること。

9 附属機関の運営状況

(1) 大分県国土利用計画審議会

国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条第1項の規定に基づき、国土利用計画（県計画、市町村計画）及び土地利用基本計画の策定・変更に関するほか、県知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する県の附属機関として設置されたものである。

審議会は、国土の利用及び土地利用に関する学識経験を有する10名の委員で組織され、委員の任期は3年であり、現委員の任期は令和10年10月31日までとなっている。

（敬称略）

令和8年8月31日現在

分野	氏名	役職名	備考
農業	黒木 緑子	おおいたA F F女性ネットワーク委員	
林業	長 紗 恵 子	大分県森林づくり委員会委員	
商工業	平 岩 照 正	一般社団法人大分県工業連合会理事	
自然保護	桑 野 恭 子	環境省環境カウンセラー	
防災	三 浦 勉	一般財団法人大分県消防協会会長	
文教	杉 尾 賢 二	大分大学理事・副学長	会 長
社会福祉	小 野 淳 哉	大分県老人福祉施設協議会会長	
土地問題	松 田 尚 美	不動産鑑定士	
〃	舩 巴 清 人	公益社団法人大分県宅地建物取引業協会会長	
都市問題	吉 村 充 功	日本文理大学副学長	
計	10名		

令和7年度の審議会の開催状況は、次のとおりである。

開催日 令和7年12月24日（水）

場 所 大分県庁舎新館13階 133会議室

審議委員数 9名

議 題 （諮問）大分県土地利用基本計画の変更について

(2) 大分県土地利用審査会

土地利用審査会は、国土利用計画法第 39 条の規定に基づき、土地取引規制（届出に対する知事の勧告、監視区域の指定等）の適正な運用を担保する県の附属機関として設置されたものである。

審査会は、土地利用、地価等の土地に関する学識経験者で公共の福祉に関し公正な判断ができる 7 名の委員で組織され、委員の任期は 3 年であり、現委員は県議会の同意を得て令和 7 年 11 月 1 日付けで委嘱されている。（現委員の任期は令和 10 年 10 月 31 日まで）

（敬称略）

令和 8 年 8 月 31 日現在

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
法 律 事 務	木 上 雄 二	弁 護 士	
不 動 産 鑑 定	佐 藤 裕 子	不動産鑑定士	
自 然 環 境 保 全	足 立 高 行	技術士（環境部門）	
都 市 計 画	亀 野 辰 三	大分工業高等専門学校名誉教授	会 長
農 業	安 藤 善 之	公益社団法人大分県農業農村振興公社専務理事	
林 業	長 紗 恵 子	大分県森林づくり委員会委員	
商 工 業	栗屋 し の ぶ	大分県中小企業団体中央会副会長	

直近の審査会の開催状況は、次のとおりである。

開 催 日	令和 8 年 3 月 25 日（水）
場 所	大分県庁舎新館 13 階 133 会議室
出席委員数	7 名
議 題	国土利用基本計画法について 近年の大分県内の地価の推移について

国土利用計画法の施行状況

令和 8 年 9 月 発行

発行 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電話 097-506-4655



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん